

事前予約制  
相談無料

令和5年度(2023年度)

弁護士による

# 特別労働相談

しごと相談・支援センターでは、賃金、解雇等の労働条件に関することや、職場でのトラブルなど、労使双方からの様々な労働相談について、中立の立場から専門の相談員（社会保険労務士）が助言を行います。

また、相談員が相談をお伺いしたうえで、より高度で専門的な助言を必要とされるものについては、弁護士による特別労働相談も実施しています。なお、弁護士による特別労働相談は、特別労働相談実施日の3日前までの予約が必要です。

## ＜弁護士による特別労働相談実施日＞

### 令和5年（2023年）

4月10日（月）	5月10日（水）	6月8日（木）
7月12日（水）	8月7日（月）	9月6日（水）
10月17日（火）	11月15日（水）	12月11日（月）

### 令和6年（2024年）

1月12日（金）	2月8日（木）	3月13日（水）
----------	---------	----------

＜実施時間＞午後1時30分～午後4時30分

（相談は1人30分以内）

＜場所＞熊本県しごと相談・支援センター

（熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階）

＜お問い合わせ・ご予約＞

しごと相談・支援センター

・労働相談窓口電話：096-352-3613

・センターの利用時間

月～金：午前9時から午後7時まで

土：午前10時から午後5時まで

\*日曜、祝日、年末年始は休み。

※調停・裁判中のご相談はご遠慮ください。